

中国の外資直接投資導入政策と成果（Ⅱ）

——30年の回顧と総括——

広 田 堅 志*

目 次

ま え が き

1. 対外開放の実験的準備期（1979～84年）における外資直接投資導入
 - 1.1 世界政治経済に対する認識の変化と国民経済建設路線の転換
 - 1.2 改革・開放当初期における外資直接投資導入（以上第33巻第1号）
 2. 外資導入の初歩的成長段階（1985～91年）における外資直接投資導入
 - 2.1 経済体制改革の深化と対外開放の拡大
 - 2.2 外資直接投資導入に関する法整備の完備と優遇政策の拡大
 - 2.3 外資直接投資導入の実態（以上本号）
- ## 2. 外資導入の初歩的成長段階（1985～91年）における外資直接投資導入

2.1 経済体制改革の深化と対外開放の拡大

1984年10月、党の第12次第3回中央全体会議で採択した経済体制改革に関する決定では、これまでの計画経済と商品経済を有機的に構成させるものとして、公有制の基礎の上での計画的商品経済体制の建設を明確に打ち立てた。当該決定の中で、外資利用について、次のように述べている。「対外経済技術交流と合作の規模を積極的に拡大し、経済特区の建設を進め、沿海都市の開放をさらに拡大する。……国内と国外二種類の資源を大いに利用し、国内市場と国外市場を開拓し、国内経済建設と対外経済関係の発展を同時に推し進めなければならない¹⁾」。

さらに、1987年には、市場原理にもとづく企業運営体制の必要性が注目され、計画的商品経済体制は計画と市場の内在的統一経済体制であると位置付けた。沿海都市の開放を拡大するほか、経済技術開発区の創設や沿海経済開放地帯の創設にも着手した。

当然ここで言う対外開放の拡大は二つの意味をもっている。一つは沿海開放都市、経済技術開発区、沿海経済開放地帯の自主権を拡大し、対外的経済活動の拡大を推し進めること。今一つは、これら開放都市や開発区、開発地帯へ直接投資する外国資本に対して優遇を与え、外資の利用と技術の導入を推し進めることである。

沿海開放都市の拡大作業はすでに1984年から着手され、本シリーズ稿（Ⅰ）でも触れたように、天津、上海、大連、秦皇島、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海の14都市（1987年に威海も追加された）が沿海開放都市として決定された。

1985年2月、国務院は長江、珠江、閩（福建省）南・厦（アモイ）・漳（漳州）・泉（泉州）デルタ地帯座談会を開き、三つのデルタ地帯の開放について議論が行われた。その後座談会の「紀要」をまとめ、三デルタ地帯の開放を正式に批准した。三つのデルタ開放地区は61の市・県に及ぶ。1985年4月、海南島経済特区の建設が批准され、これまでの四つの経済特区に加え、さらに、1988～91年にかけて、環渤海経済開放区（山東半島、遼東半島）、河北、広西など沿海地区（合わせて293の市・県・鎮に及ぶ）の開放を決めた。1988年4月、海南島経済特区の建設

* 広島経済大学経済学部准教授

が決められ、これまでの4つの経済特区に加えて、五つの経済特区の建設が完成した。

いわゆる経済技術開発区とは、国の批准を受け、上記開放都市が主体となって、特殊政策を実施し、比較的小さい範囲内で国際レベルの投資環境を作り上げ、先進技術の導入や外資直接投資企業の誘致を目的とする特定の地区のことである。1984年9月から1988年6月まで、上記の開放都市で14の国家レベル経済技術開発区を作り上げた²⁾。

2.2 外資直接投資導入に関する法整備の完備と優遇政策の拡大

2.2.1 外資直接投資導入に関する法整備の完備

1986年から始まる第7次5ヵ年計画期は第6次5ヵ年計画期に実績(41億ドル)の2倍を超える、すなわち100億ドル以上の外資直接投資を導入するという意欲的な目標を掲げていた。そのためには投資環境の一層の改善は不可欠となる。新たな動きとして、まず1月、「中外合資経営企業法実施条例」第100条の改定である。当初は、一般的な合弁企業の合弁期限は原則的に10~30年と規定し、投資金額が大きく、建設期間が長く、投資利潤率が低い投資案件に関しては、批准により30年以上の合弁期間を認めると規定していた。上記のような投資回収に長期間を要する製造業の対中投資で最大の懸念事項となっていた合弁期間を延長することにより、外資直接投資意欲を高めるために役立つと判断し、合弁期間の改定を踏み切った。改定の内容は、投資金額が大きく、建設期間が長く、投資利潤率が低い投資案件で、外国合弁者から先進技術やコア技術の提供により先端的技術製品の生産を行う投資案件、あるいは国際的に競争力のある製品を生産する投資案件の合弁期間を最大30年から50年までへ延長し、国务院が特別批准した案件は50年を超えることも認めるようになっ

た³⁾。

上記のような意欲的な目標を掲げていたことにより、合弁企業の設立を奨励し、その外貨収支のバランスの維持を促進するため、1986年1月、「中外合弁企業の外貨収支バランス問題に関する規定」(以下略称「外貨収支バランス規定」)を公布した。これまで合弁企業は必要とする外貨は輸出を通じて自ら調達しなければならなかったことに対して、今回の規定では、認可された合弁企業の外貨収支について調整が必要な場合には、審査・認可権限に応じて、分級管理による各主管部門が責任をもって解決しなければならないと決めた⁴⁾。外国側合弁者が先進的技術あるいはコア技術を提供し生産される先端製品あるいは国際競争力のある優良製品に関して、国内で緊急に必要とする場合、上記分級管理による主管部門の批准を受け、国内向け販売比率と販売期間について優遇を与えることができる(「外貨収支バランス規定」第4条)。

合弁企業が国内で長期に亘り輸入する必要がある、又は緊急に輸入する必要がある製品を生産する場合、当該製品の品質及び規格等並びに当該製品の輸入状況に応じて、国务院主管部門あるいは地方主管部門の批准を受け、(当該製品の)輸入代替を実施することができる。当該代替については、合弁企業契約または生産・需要者間契約において明確化にしなければならない。当該製品の国内購入企業が購入のために必要とする外貨(国際価格に従って外貨建ての売買契約を結ぶ)は、事前に関連主管部門の審査を受け、国家計画委員会または地方の計画委員会の認可を受け、長期又は年度外貨使用計画に組み入れて外貨収支バランスの問題を解決する(「外貨収支バランス規定」第5条)。

さらに、合弁企業は外貨収支バランスを維持するため、対外経済貿易部門の許可を経て、外国側合弁者の販売関係を利用して国内製品を輸出し、総合的に補てんすることができる。ただ

し、国が統一的に取り扱う製品、輸出割当製品及び輸出許可証管理製品については、対外経済貿易部の特別の許可を受ける必要がある（「外貨収支バランス規定」第6条）。

1986年は外資直接投資導入で初めて試練を迎えた年であった。この傾向が最も顕著に現れたのは、直接投資の落ち込みである。後述の統計資料でも示しているように、86年の直接投資の実行金額は対前年比13%増の18.8億ドルに達したが、契約金額は同半分以上減の28.3億ドル、また外資系企業の主要形態となる合弁企業の設立数は同4割近く減の892件にとどまった。

合弁企業が直面する問題のうち、最も深刻となっていたのは合弁企業の外貨均衡問題であった。輸出促進政策と二本柱で実施してきた外資直接投資政策であるが、多くの外資直接投資企業は加工貿易形態により事業を展開している中、外貨不足から部品の輸入ができず、最終製品の輸出に影響し、操業停止の状況に追い込まれる事態まで発生した。合弁企業の外貨収支バランス問題への取り組みはすでに上記の「外貨収支バランス規定」の実施を皮切りに始まった。このほか、1985年から始まった新たな為替管理体制改革の一環として実施した外貨調整センターの創設は、合弁企業の外貨バランス問題を改善するための一翼を担ってきた。1985年11月、深圳経済特区で全国初の外貨調整センターを設立した。その後、国家外貨管理局は「留成外貨調整に関する実施方法」（「関与留成外匯調剤の実施弁法」）や「外貨調整に関する規定」（「関与外匯調剤の規定」）など一連の外貨管理に関する規定を公布した。これを受け、各地で外貨調整センターが設立された。さらに、中央部門間と各地外貨調整センター間の外貨を調整するため、北京で全国外貨調整センターを設立、外貨需要の増加に対応すべく調整ルートの多様化が進められた⁵⁾。

投資環境を改善し、先進技術の導入を促進し、

製品の輸出競争力を高め、外貨獲得能力を拡大させるため、1986年10月、国務院は「外資直接投資企業の投資奨励に関する規定」（以下は「外国投資奨励規定」と略称）を公布した。詳細については、次の項目で述べる。さらに、1987年1月、合弁企業の外貨不足を補てんするために、許可を受けたものに対して、国内製品を購入しそれを輸出し外貨収入を増やす方法を実施した。1987年10月、合弁企業の設立を奨励し、外貨収支バランス問題の解決を促すため、国家計画委員会は「合弁企業・合作企業の輸入代替品生産に関する規定」を公布した。

本シリーズ稿（Ⅰ）でも述べたように、1984年までは、外資系企業の設立基準に関連する法律は「中外合資経営企業法」及びその実施細則のみであった。いわゆる外資独資企業と、合作条件が合作双方の契約によって定められる合作企業は、例外的、特殊的性格の外国企業存在として位置付け、一般的設立認可条件を規定する法律を制定せずに、個別的特殊許可案件として対処したものであった。実務レベルでその特殊性に応じて対処するため、「外国企業所得税法」で対応した。外資直接導入の実験的实施から初歩的拡大段階へ移行するために、関連法律の整備が必要とされる。1986年4月、「外資企業法」を新たに制定した。今回の外資企業法で規定している外資企業とは、中国の関係法律によって中国内に設立された外国投資家の100%出資企業のことを言い、外国の企業とその他の経済組織の中国内における出先機構は含まないと規定している（「外資企業法」第2条）。

上記のようないわゆる外資独資企業の設立申請に関しては、国務院の対外経済貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関が審査・認可する。審査・認可期間は、申請を受けた日から90日以内に結果を通達する（「外資企業法」第6条）。認可を受けた外国投資家は認可書を受けた日から30日以内に、工商行政管理機関に登録を

申請し、営業許可を受け取るものとする（「外資企業法」第7条）。

外資企業は、審査・認可機関が認可した期間内に中国国内で投資するものとする。期間を過ぎても投資しない場合には、工商行政管理機関は営業許可を取り消す権限を有する（「外資企業法」第9条）。

外資企業は国の関連税法の規定によって納税し、かつ減税、免税の優遇措置を受けることができる。外資企業は所得税納税後の利潤を中国国内に再投資する場合、国の規定により再投資部分の納付済み所得税の還付を申請することができる（「外資企業法」第17条）。外資企業を含めた外国直接投資企業に対する税制優遇政策については後述する。

外資企業に対する為替管理は、中国銀行又は国の為替管理機関が指定する銀行に口座を開設するものとする。外資企業は自ら外貨収支バランスを図らなければならない。外資企業の製品を関係主管機関の承認を得て国内市場で販売し、そのために企業の外貨収支はアンバランスが生じた場合には、主管機関が責任をもって解決する（「外資企業法」第18条）。

「外資企業法」公布後の1988年4月、「中外合作経営企業法」の実施を公布した。これにより、これまで外資系企業に関する法律は三本柱の形で完備された。「中外合作経営企業法」では、国は製品を輸出し又は先進技術をもつ生産型合作企業の設立を奨励することを明確に規定した（「中外合作経営企業法」第4条）。

合作企業の董事会（取締役会）の構成・職権については、合作者の一方が董事長、共同管理機構の主任に就任する場合、もう一方がその副董事長及び副主任に就任するものとする。董事会または共同管理機構は社長の任命または招聘を決定し、合作企業の日常の経営・管理業務を担当させることができる（「中外合作経営企業法」第12条）。

合作企業に対する為替管理については、営業許可をもとに、国の為替管理機関が指定する銀行に口座を開設するものとする。合作企業は外貨収支の均衡を自ら図るものとする。合作企業は外貨収支の均衡を自ら図れない場合には、国の規定によって、関係機関に援助を申請することができる（「中外合作経営企業法」第16・20条）。

1990年4月の全国人民代表大会では、1979年実施してきた「中外合資経営企業法」の改正案が採択され、その結果、合弁企業の董事会（取締役会）の構成・職権については、外国側合弁当事者も合弁企業の董事長を担当できるようになり、合弁期間を定めないことも可能となった。さらに、同年10月、業種別に契約時における合弁期間設定の有無に関する暫行規定を公布した。この暫行規定によれば、下記の五つの分野以外で、外資直接投資が許可されていれば、合弁期間を定めなくてよいということとなった⁶⁾。また、同年10月から行政訴訟法が実施され、外資系企業にも提訴の道が開かれた。

- ① サービス業関連、例えばホテル、マンション、オフィス、娯楽、飲食、タクシー、カラーDPE、メンテナンス、コンサルティングなどの業種での合弁企業
- ② 土地開発及び不動産開発業での合弁企業
- ③ 資源の探査・開発関連で合弁企業
- ④ 国が制限している投資分野での合弁企業
- ⑤ その他の法律や規定により合弁期限の約定が必要とする投資分野

さらに、上記「外資企業法」を実施した2年後の1990年10月、「外資企業法実施細則」の実施が行われた。

2.2.2 外資直接投資導入優遇政策の拡大

前述したように、1986年に入り、外資直接投資の落ち込みが顕著に現れ、外資直接投資環境の改善が焦眉の急務となった。まず取り上げるべき優遇政策は、1986年10月11日公布した「外

資直接投資の奨励に関する規定」（以下「外資奨励22条」と略称）であろう。今回の奨励規定は、投資環境を改善し、外資直接投資誘致の拡大や先進技術の導入と製品品質の向上、輸出による外貨獲得の拡大を図るためであると位置付けている。

今回の奨励規定は、主に製品輸出企業と先進技術企業に特別優遇待遇を与えることに重点が置いてある。これまでの優遇策と比べ、以下のような点が新たに決められた。

① 労務費用の削減優遇策である。上記2類の外資直接投資企業は、国の規定により中国側従業員の労働条件、福祉費用及び住宅補助金を支払う以外、国が従業員に対するその他の各種補助金の納付を免除する（「外資奨励22条」の第3条）。

② 土地の使用費の削減優遇策である。上記2類企業の用地使用料は大都市市内の繁華街を除き、次のような基準で計算・徴収する。

a 開発費及び使用料を総合的に計算・徴収する地域では、1平方メートル当たり年間5元～20元とする。

b 開発費を1回で計算・徴収する、或は上記2類企業が自ら用地を開発する地域では、使用量を最高1平方メートル当たり年間3元とする。

上記で定めた料金徴収基準について、地方政府は状況に応じて一定期間内において免除することができる（「外資奨励22条」の第4条）。

③ 税収減免優遇策である。製品輸出企業は、国の規定による企業所得税減免期間の満了後、当年度の製品の輸出額が製品の総生産額の70%以上に達した輸出企業に対して、現行税率の半分の税率で企業所得税を納付することができる。経済特区及び経済技術開発区にある製品輸出企業及びすでに15%の税率で企業所得税を納付している製品輸出企業で、上記の条件に満たしているものは10%の税率で企業所得税を納付する

（「外資奨励22条」の第8条）。

先進技術企業は、国の規定による企業所得税減免期間の満了後、企業所得税の半額減免を3年間延長することができる（「外資奨励22条」の第9条）。

外国側投資者は企業から分配された利益を中国内に再投資し、製品輸出企業又は先進技術企業を設立もしくは事業拡大し、かつ経営期間が5年を下回らない場合には、税務機関による申請審査・批准を受け、再投資部分の企業所得税を全額還付する（「外資奨励22条」の第10条）。

外資直接投資企業の輸出品については、原油、石油製品及び国が別途の定めをしている製品を除き、工商統一税の納付を免除する（「外資奨励22条」の第11条）。

④ 外貨のバランス調整と短期資金における融資の優先的待遇。外国投資企業間において、外貨管理部門の監督の下に、外貨の過不足を相互に調整することができ、中国銀行及びその他指定銀行は、外資投資企業に対して外貨担保業務を行い、人民元貸し付けをすることができる（「外資奨励22条」の第14条）。

このほか、外資直接投資企業の自主権の明確化がうたわれ、生産計画、資金・原材料調達、製品販売、従業員採用・解雇などは、現行体制の制約を受けずに現代的企業経営に基づく管理方法で行うことができるようにしている。また、外資直接投資企業の投資申請に対する審査・認可などの事務効率の向上が強調されている。

80年代後半の対外開放の特徴の一つは、異なる地域には異なる開放政策を実施し、そして、この異なる開放政策に含まれる税収優遇政策も異なっているということである。上記の「外資奨励22条」の実施を受け、異なる開放地区、開放都市、技術開発区には異なる税収上の優遇対策を発表した。上記経済特区及び経済技術開発区にある製品輸出企業及びすでに15%の税率で企業所得税を納付している製品輸出企業に関し

ては、条件に満たしているものは10%の税率で企業所得税を納付するようになると同時に、15%より高い税率で納税している製品輸出企業に関しては、15%の税率で企業所得税を納めることと決め、経営期間は10以上に越えたものは2免3減（企業所得税を利益獲得開始年度から2年間免税、その後3年間は半減する）と決めた。上記経済特区範囲外の旧市街区及び14沿海開放都市経済技術開発区範囲外の旧市街区、上記の三デルタ地帯の開放都市に関しては、条件に適合する投資プロジェクトは15%の税率で企業所得税を納め、条件に適合する業種は24%の税率で企業所得税を納めることができる。1990年に上海の浦東新区が新たな開発区として設立し、この浦東新区内に設立する生産性外資系企業は15%の税率で企業所得税を徴収し、経営期間は10年であれば2免3減、15年以上であれば5免5減の優遇を与える⁷⁾。

1991年、「外国投資企業及び外国企業所得税法」を新たに実施した。今回の外資系企業の所得税法の実施により、今までの地域別に実施してきた減免税優遇政策を統一させることとした。その結果、外資系企業の企業所得税率は30%、地方所得税率は3%、合せて33%の企業所得税と決めた。上記の経済特区等特別地区内に設けられる外資直接投資企業に対する税収優遇措置は、「指定地域及び業種における税の軽減措置」（当該「所得税法」第7条）という形で特別に規定していた。その内容は、経済特区に設けられた外資直接投資企業及び経済特区内に機構・場所を設置して生産、経営に従事している外国企業並びに経済技術開発区に設けられた生産型外国投資企業については、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。

沿海経済開放区に、並びに経済特区及び経済技術開発区のある都市の旧市街に設立された生産型外国投資企業については、24%の軽減税率で企業所得税を徴収する。

沿海経済開放区に、並びに経済特区及び経済技術開発区のある都市の旧市街に、又は國務院の定める他の地区に設けられた外国投資企業で、エネルギー、交通、港湾、埠頭又は国が奨励するその他の事業に属するものについては、15%の軽減税率で企業所得税を徴収することができる。

さらに、長期に亘り経営を行う生産型外国投資企業については、特別の減免措置が取られた。経営機関が10年以上のものについては、利益が上がり始めた年度から、1年目と2年目が企業所得税を免除し、3年目から5年目にかけては企業所得税を半分に軽減する。ただし、石油、天然ガス、レアメタル、貴金属などの資源採掘事業に属するものについては、國務院が別途規定を定める。農・林・牧業に従事する外国投資企業及び経済の未開発地に設立された外国投資企業は、上記の企業所得税減免期間の満了後、企業が申請し、主管部門の許可を受ければ、さらに10年間企業所得税を15%ないし30%軽減することができる（第8条）。

2.2.3 優遇政策への評価

1980年代以降、外資直接投資に関する実証的研究が明らかにしているように、投資国と投資先国の間の税収率の差異は、FDIの流動に重要な役割を果たしている。1985年世界銀行のエコノミストは10カ国・74件の外資直接投資項目に対する調査を行ったが、その内、50項目で、67%の投資家は、彼らが投資先国を選択する条件は、全面的に当該国の税収上の優遇政策であると認めている⁸⁾。外資直接投資企業に与える税収上の優遇政策によりもたらした積極的作用は言うまでもないことである。しかし、国民経済の健全な発展を図るという意味において問題点も同時に内包している。ここでは、一種の事後的分析ではあるが、その問題点を整理してみよう。

第1の問題点は、外資直接投資企業に対する

税収優遇政策は、国内資本企業にとって言えば競争上の不公平の問題が生ずる。国内資本企業の企業所得税率は30%、地方所得税率は3%、合せて33%の企業所得税が求められている。上記でもわかるように形式上は外資直接投資企業の企業所得税率も合わせて33%と決めているが、実質の優遇税率で言えば合せて10%～15%程度である（上記外資系企業の所得税法の第9条では、地方政府が外国投資を奨励するため、実情に応じて地方所得税の免除を決定することができると決めており、外資誘致を競うため、地方所得税の徴収がほとんど免除されているのが現状である）。さらに、一部の国内資本企業はこの国内・外資企業に対する差別待遇を利用し、いわゆる“Round Tripping Investment”あるいは“Return Investment”と呼ばれるやり方で、国内向けの直接投資活動を通じて企業所得税の優遇を受けようとする。UNCTADは、中国向けの外資直接投資のうち、中国国内資本企業によるものが20%に達していると予測している。この意味からすれば、本来の外資直接投資に対する税収優遇の目的から乖離する結果となる⁹⁾。

第2の問題点は、対外税収に関する法整備の総体的方向性、系統性と規範性に欠けていることである。対外税収に関連する規定や法律は、国務院、財政部、税務総局がそれぞれ単独で通知という形で公布し実施してきた。一部の規定は臨時対応のためのもので、政策上の統一性、系統性と規範性に欠けている。さらに多くの規定では、ある程度の原則を定めたのみであって、実際規定の執行上の具体的操作方法が定めておらず、業務執行上においては任意に処理する部分が多く発生している¹⁰⁾。このほか、地方では、外資誘致するための「税収優遇合戦」が展開され、国の統一の規定範囲を超える優遇措置を取り、国家の利益に損失を与え、経済運営秩序を攪乱するマイナス作用をもたらした。

第3の問題点は、当時の外資直接投資導入は、

貿易促進による外向型経済発展戦略と結合する形で行われた。その意味において、すでに上述した外資直接投資企業に対する税収上の優遇政策はすべて製品の輸出を主とする生産型企業に限定する意義はここにある。しかし、こう言った優遇政策の実施は、中国の産業構造からすれば、優先的・重点的に発展させなければならない特定の産業・業種に焦点を当てる必要がある。これまで実施してきた優遇政策は、そう言った重点的配置の考慮がなく、画一的対応で実施してきた。このような政策は、国民経済の発展と外資直接投資導入の内的関連を遮断してしまう結果となった¹¹⁾。このほか、外資直接投資企業はこのような画一的税収優遇政策をできる限り利用しようとするため、いわゆる「ツーゼロ現象」¹²⁾が続出し、本来の優遇政策の目的から乖離してしまう。

2.3 外資直接投資導入の実態

まずこの時期の外資直接投資額について、上述に一連の外資導入促進政策の実施に伴い、外資直接投資金額は継続的増加を見せた。1985～91年までの契約金額の合計は419.44億ドルで、91年の契約金額は初めて100億ドルを突破し119.77億ドルに達した。実行投資金額は85年の16.61億ドルから91年の43.87億ドルまでに増加し、6年間で2.6倍の増加で、年平均続増加率17.5%に達している。表2-1で示しているように、中国の外資利用全体額の内訳から見れば、この時期の外資直接投資の利用は依然として主流になっていないことが分かる。91年の外資直接投資の利用額は対外借款などを含めた外資利用総額の38%を占めるようになってきているが、割合としては半分以下の水準にとどまっている。外資直接投資金額ベースでは、シンガポールとメキシコに次ぐ、発展途上国の中で3位の地位を占めている¹³⁾。

91年までの外資直接投資額の対GDP比では、

表2-1 外資直接投資額（実行ベース）

単位：億ドル

年	対外借款	外資直接投資	その他の形態による直接投資	総額	外資直接投資が総額に占める割合（％）
1978～1984	132.21	30.70	10.35	173.26	17.7
1985	25.06	16.61	2.95	44.62	37.2
1986	50.14	18.74	3.70	72.58	25.8
1987	58.05	23.14	3.33	84.52	27.4
1988	64.87	31.94	5.46	102.27	31.2
1989	62.86	33.92	0.64	97.42	34.8
1990	65.34	34.87	2.68	102.89	33.9
1991	68.88	43.87	2.80	115.55	38.0

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』，対外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

表2-2 外資直接投資額対 GDP 比

単位：億ドル

年	外資直接投資 (FDI)	GDP 注1	FDI/GDP (%)
1985	16.61	3,052.65	0.54
1986	18.74	2,954.76	0.63
1987	23.14	3,213.91	0.72
1988	31.94	4,010.72	0.80
1989	33.92	4,491.04	0.76
1990	34.87	3,877.72	0.90
1991	43.87	4,060.98	1.08

注1：GDPのドル表示値は、年間平均レートで換算している。

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』，対外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

91年以外の年は1%以下である状況から、この時期の外資直接投資によるGDP成長貢献度はかなり限定的である言えよう。契約件数では、前述した86年の外資直接投資の落ち込み以外の年、全体のトレンドとして増加する傾向にあり、91年に新たに契約を結んだ投資案件の数は1万を超え、12,978件に上る。しかし、外資直接投資額の増加状況と総合的に見れば、一件当たりの投資額はかなり低い水準にあることが読み取

表2-3 投資契約件数及び一件当たり平均投資額（実行ベース）

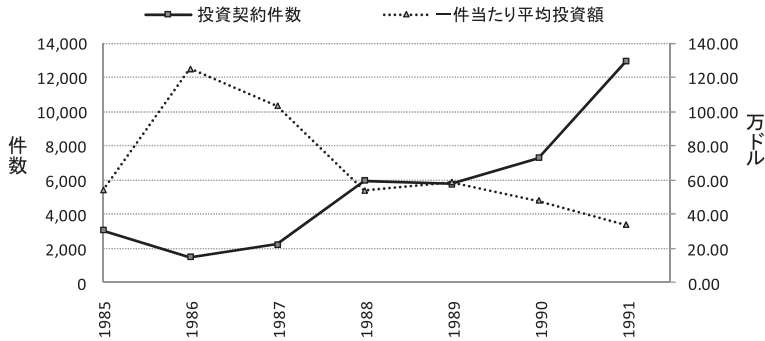
単位：万ドル

年	投資契約件数	一件当たり平均投資額
1985	3,073	53.97
1986	1,498	125.16
1987	2,233	103.61
1988	5,945	53.72
1989	5,779	58.71
1990	7,273	47.95
1991	12,978	33.64

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』，対外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

れる。91年の一件当たりの投資額は33.64万ドルで、この時期の最低水準となり、外資直接投資利用の水準と質の高度化が求められることを物語っている。

企業形態別の外利用状況については、本シリーズ稿（I）と合わせて参照されたいが、表2-4にも示しているように、1985年から、外資直接投資の利用は大きな進展を見せ始めた年である。合弁企業の契約件数は1,412件で、1984年までの同企業形態の契約件数の合計の1.5倍に達



出所：表2-3より作成。

図2-1 投資契約件数及び一件当たり平均投資額 (実行ベース)

表2-4 企業形態別外資利用状況 (実行ベース)

単位：億ドル

年	合弁企業		独資企業		合作企業	
	契約件数	投資金額	契約件数	投資金額	契約件数	投資金額
1985	1,412	5.82	46	0.13	1,611	5.85
1986	892	8.04	18	0.16	582	7.94
1987	1,395	14.86	46	0.25	789	6.20
1988	3,909	19.75	410	2.26	1,621	7.80
1989	3,659	20.37	931	3.71	1,179	7.52
1990	4,091	18.86	1,860	6.83	1,317	6.74
1991	8,395	22.99	2,795	11.35	1,778	7.63
1985～91	23,753	110.69	6,106	24.69	8,877	49.68

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』，対外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

している。実行投資金額は5.82億ドルで、1984年までの同企業形態による合計実行投資金額の約1.4倍に達している。前述したように、1986年の外資直接投資利用が落ち込むが、一連の対策により、翌年から徐々に回復し、1991年には、合弁企業の契約件数は前年の2倍強の8,395件に達した。一方、1984年までの外資直接投資は、契約件数も投資金額も最も多かった企業形態である合作企業については、合弁企業の変化の様子と対照的で、契約件数と投資金額の増加はともに穏やかであり、合弁企業のそれと大きな開きを見せた。合弁企業による直接投資が主要な地位を占めるようになったことが当該時期の企

業形態別外直接投資の大きな特徴の一つである。独資企業による直接投資の躍進的变化は当該時期の企業形態別外資直接投資の今一つの特徴となる。特に1988年独資企業形態による投資の契約件数は87年の46件から一気に410件にまで増え、実行投資金額も87年の0.25億ドルから88年の2.26億ドルにまで増加した。これを契機に、1991年まで独資企業形態による投資の契約件数は2,795件、実行投資金額は11.35億ドルにまでそれぞれ急激に増加してきた。

1988年以後の外資直接投資の利用の躍進的变化が現れた理由は以下の二つであると考えられる。一つの理由は、先進国を中心とする世界経

済の産業構造の調整が行われ、これら先進国あるいは先進国へ中間材を輸出する新興国・地域の労働集約型産業の海外への移転が行われた。特に日本企業の生産拠点の海外シフトは、円高の定着によりとどまることなく進行している状況にある。円高により競争力を低下させた輸出産業は、付加価値の低い工程・製品の生産をアジア諸国に移転させ、産業・企業内分業の形成を急いでいる。これと同時に、アジア NIES の人件費高騰、通貨切り上げにより、より廉価な労働力を求めて日本企業の中国シフトが著しい。このことは積極的に外資の導入を実施する中国にとって絶好な外部条件を与えた。比較優位を発揮し、豊富な廉価労働力に潜在的消費市場としての魅力を加え、より多くの外資直接投資を誘致する決定的要素となった。今一つの理由は、前述した一連の投資環境改善策の実施により、まだ不完全であるが、投資環境はかなり改善され、特に沿海部の発展戦略とさらなる対外開放

の拡大、対外貿易権の地方への下放などの制度改革は、外資導入の積極性が一段と高まった。

業種別の外資直接投資利用の状況については、全体的に言えば、この時期、第1次産業の外資直接投資の利用が最も少なく、契約件数で言えば3.2%、契約金額で言えば2.3%にすぎない。第2次産業の工業部門、とりわけ製造業の外資直接投資の利用が最も多く、工業部門全体の契約件数で言えば87%、契約金額で言えば68%を占める状況にある。80年代後半から、主な投資先部門は家電、通信設備、軽機械設備、紡織・アパレル、食品・飲料など加工工業部門に集中している¹⁴⁾。その次に外資直接投資の利用が多い部門は第3次産業の不動産・公共事業部門である。契約件数で言えば3.7%、契約金額で言えば19.8%となっている。一般的に言えば、一次産品の価格が低く、利潤率も比較的低い状況にある。それに加え、この時期中国は第1次産業への外資参入に厳しく制限を行っており、多く

表 2-5 業種別外資利用状況（契約ベース）

単位：万ドル

	1985		1986		1987		1988		1989		1990		1991	
	契約 件数	投資 金額	契約 件数	投資 金額	契約 件数	投資 金額	契約 件数	投資 金額	契約 件数	投資 金額	契約 件数	投資 金額	契約 件数	投資 金額
総計	-	633,321	1,498	283,434	2,233	370,884	5,945	529,706	5,779	559,976	7,273	659,611	12,978	1,197,682
農・林・牧・漁	-	12,631	75	6,231	99	12,496	234	20,886	183	12,138	223	12,225	325	21,996
工業	-	238,423	1,022	78,516	1,811	177,562	4,996	402,146	5,107	466,366	6,591	556,918	11,632	962,269
地質探査	-	36,209	-	-	-	-	2	164	-	-	1	40	-	-
建設・建築		13,252	27	5,258	30	5,467	73	11,881	58	6,695	43	18,108	77	13,420
運輸・通信	-	10,568	22	3,334	41	1,641	148	9,116	49	5,211	51	3,646	69	9,495
商業・飲食業	-	52,654	60	10,013	40	2,940	86	6,424	72	6,735	96	10,660	236	17,424
不動産・公共事業	-	227,058	212	161,731	142	147,062	218	53,016	176	52,379	158	45,247	401	150,371
衛生・体育・社会福祉	-	5,152	4	1,637	7	1,145	17	528	10	3,564	15	3,798	28	6,402
教育・文化芸術	-	426	6	4,071	3	1,422	19	4,444	20	723	15	506	50	5,599
科学研究及び総合技術サービス	-	663	5	24	5	76	19	739	10	359	24	3,195	66	1,855
金融・保険	-	6,310	-	-	-	-	2	1,167	-	-	-	-	-	-
その他	-	29,975	65	12,619	55	21,073	131	19,195	94	5,806	56	5,268	94	8,851

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』、対外経済貿易年鑑出版社、各年関連データより作成。

表 2-6 業種別外資利用の割合（契約ベース）
単位：万ドル

	1985～91			
	契約 件数	割合 (%)	投資 金額	割合 (%)
総 計	35,706	100	4,234,614	100
農・林・牧・漁	1,139	3.2	98,603	2.3
工業	31,159	87.3	2,882,200	68.1
地質探査	3	0.0	36,413	0.9
建設・建築	308	0.9	74,081	1.7
運輸・通信	380	1.1	43,011	1.0
商業・飲食業	590	1.7	106,850	2.5
不動産・公共事業	1,307	3.7	836,864	19.8
衛生・体育・社会 福祉	81	0.2	22,226	0.5
教育・文化芸術	113	0.3	17,191	0.4
科学研究及び総合 技術サービス	129	0.4	6,911	0.2
金融・保険	2	0.0	7,477	0.2
その他	495	1.4	102,787	2.4

出所：表 2-5 より作成。

の栽培業と養殖業は直接請負の経営方式を取っているなどのことから、外資直接投資の参入は困難であった。第 2 次産業については、中国は世界産業構造の調整と呼応する形での産業構造向上の志向戦略を実施し、第 2 次産業特に製造業への外資直接投資の参入が格段と高い水準になっている。第 3 次産業については、改革・開放初期ごろ、観光・旅行・不動産・商業関連以外のサービス部門の外資直接投資の参入を厳しく制限、禁止したため、上記以外のサービス部門の外資直接投資はほとんど少なかった状況にある。

外資直接投資の国・地域別状況については、表 2-7 で示しているように、1991 年の外資直接投資の投資元国・地域は、香港が最も多く、契約件数で言えば 65.5% を占め、契約金額で言えば、60.2% を占める状況にある。香港・マカ

オ・台湾を合わせたいわゆる華僑資本による直接投資の契約件数は全体の 81.8%、契約金額は全体の 74.3% を占める状況にある。改革・開放から 1991 年までの状況を見てみると、契約件数にしても、実行金額にしてもやはり香港が占める割合は最も多い状況である。具体的には契約件数は合せて 30,297 件で全体の 72.1%、実行金額は合せて 133.35 億ドルで全体の 57.3% をそれぞれ占めている。マカオ・台湾を全部合わせると、契約件数は 34,991 件で全体の 83.3%、実行金額は 61.9% をそれぞれ占める状況にある。

香港・マカオと対照的に、台湾からの中国大陸向けの投資が急増し始めたのが 1988 年以降のことであった。台湾と中国大陸の政治的事情から、台湾は中国大陸との直接投資について第 3 地域を迂回して間接的に投資を行うことしか認めなかったが、1988 年、台湾資本による直接投資を奨励するため、国務院は「台湾同胞の投資の奨励に関する規定」を公布し、台湾資本による直接投資の便益を図った。1991 年になってようやく台湾からの対中国大陸への直接投資が正式に認められた。

この時期の先進国による対中直接投資については、上で見たとおり、直接投資の割合はまだ低い段階にあることが分かる。直接投資金額が少ない中で、日本の対中直接投資は先進国の中でトップレベルにあることが分かる。日本の大企業と中小企業間の緊密な需給関係により、日本の対中直接投資は主に中小企業を中心として大企業を追従する形での進出が大きな特徴となっている。当該時期の対中直接投資の企業のうち、9 割が中小企業であると言われている。このほか、中国へ進出している企業の多くは、商社や関連企業同士で出資し合って投資を行っているケースがかなり大きな割合を占めていることが日本の対中直接投資のもう一つの特徴となる。1984～90 年に中国へ進出している企業のうち、271 社に対する調査の結果、連合で出資し

表2-7 主要国・地域別外資直接投資状況

単位：億ドル

1991			1979～91			
国・地域	契約件数	契約金額	国・地域	契約件数	実行金額	総額に占める割合 (%)
香港	8,502	72.15	香港	30,297	133.35	57.3
台湾	1,735	13.89	日本	1,889	31.69	13.6
日本	599	8.12	アメリカ	2,004	26.63	11.4
ドイツ	24	5.58	台湾	3,604	8.66	3.7
アメリカ	694	5.48	フランス	102	4.16	1.8
マカオ	377	2.92	ドイツ	119	3.82	1.6
シンガポール	169	1.55	イギリス	142	3.19	1.4
イギリス	36	1.32	シンガポール	629	2.78	1.2
タイ	52	1.08	マカオ	1,090	1.98	0.9
オーストラリア	74	0.44	オーストラリア	183	1.93	0.8
合計	12,978	119.77	合計	42,027	232.75	100

出所：《中国経済年鑑》編輯委員会編『中国経済年鑑・1992』，経済管理出版社，1992年，311～312頁。

ている企業は47.6%を占め，そのうち商社と連合出資する企業は34.3%，関連企業同士で連合出資する企業は13.3%を占めている状況である¹⁵⁾。1991年までの日本の対中直接投資合計額は，それまでの対中直接投資総額の14%を占め，アメリカは10%を占め，欧州諸国はその後を迫る形となっている。

表2-8は当該時期の外資系企業の輸出入状況を示している。全国の総輸出入額は，1985年の696億ドルから1991年の1,356.3億ドルまでにほぼ倍増している。年平均増加率は11.8%である。これに対して，外資系企業の輸出入総額は，1985年の23.6億ドルから1991年の289.6億ドルまでに増加し，1985年のその12.3倍となる。年平均増加率は51.9%で，国全体の増加水準を遥かに超えていることが分かる。外資系企業の輸出入総額の全国の総輸出入額に占める割合は1985年の3.4%から1991年の21.4%までに上昇した。全国の総輸出額は1985年の273.5億ドルから1991年の718.4億ドルまでに増加し，1985年のそ

れの2.6倍となり，年平均増加率は17.5%である。外資系企業の輸出総額は1985年の3億ドルから1991年の120.5億ドルまでに増加し，1985年の40倍を超える。年平均増加率は85.1%である。外資系企業の輸出総額の全国の総輸出額に占める割合は1985年の1.1%から1991年の16.8%までに上昇した。全国の総輸入額は1985年の422.5億ドルから1991年の637.9億ドルまでに増加し，1985年のその1.5倍で，年平均増加率は7.1%である。外資系企業の輸入総額は1985年の20.6億ドルから1991年の169.1億ドルまでに増加し，1985年のその8.2倍となり，年平均増加率は42%である。外資系企業の輸入総額の全国の総輸入額に占める割合は，1985年の4.9%から1991年の26.5%までに上昇した。

上記の分析で分かるように，外資系企業の中国の貿易なかならず輸出貿易に対する牽引役は極めて大きいことが分かる。外資直接投資企業の投資先国の輸出貿易に対する牽引役について一般論的議論においてすでに明確な結論を出

表 2-8 外資系企業の輸出入状況（1985～91年）

単位：億ドル

年	輸出入総額			輸 出 額			輸 入 額			差 額	
	全国	外資系企業	全国に占める割合 (%)	全国	外資系企業	全国に占める割合 (%)	全国	外資系企業	全国に占める割合 (%)	全国	外資系企業
1985	696.0	23.6	3.4	273.5	3.0	1.1	422.5	20.6	4.9	-149.0	-17.7
1986	738.5	30.1	4.1	309.4	5.8	1.9	429.1	24.3	5.7	-119.7	-18.5
1987	826.5	43.3	5.2	394.4	12.1	3.1	432.1	31.2	7.2	-37.7	-19.1
1988	1,027.9	82.0	8.0	475.2	24.6	5.2	552.7	57.5	10.4	-77.5	-32.9
1989	1,116.8	137.1	12.3	525.4	49.1	9.4	591.4	88.0	14.9	-66.0	-38.8
1990	1,154.4	201.2	17.4	620.9	78.1	12.6	533.5	123.1	23.1	87.4	-44.9
1991	1,356.3	289.6	21.4	718.4	120.5	16.8	637.9	169.1	26.5	80.5	-48.6

出所：国家統計局貿易外経統計司編『中国対外経済統計年鑑・1999』，中国統計出版社，2000年，国家統計局編『中国統計年鑑』（各年），中国統計出版社の関連データにより作成。

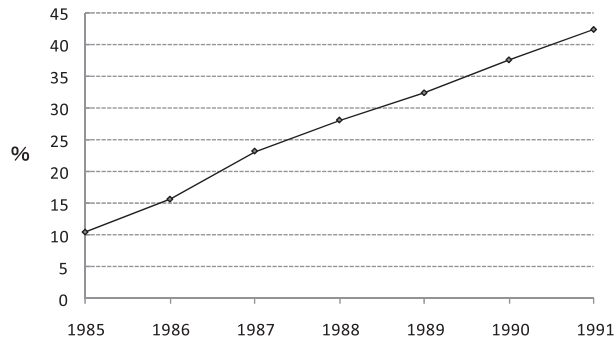
している。一般的に言えば外資直接投資企業は国際市場志向戦略の一環として海外直接投資を行い、さらに、外向型発展戦略を実施している投資先国の国内資本企業との競合関係により、外資直接投資と投資先国の輸出と正の相関をもっていることが言えよう。

この時期、外資直接投資の中国の輸出を大きく寄与している要因としては、以下の4点にあると考えられる。第1点は、すでに前述した通りであるが、改革・開放以来、中国は輸出促進と外資直接投資導入の促進という2本の柱で国民経済の発展を図ろうとしてきた。すなわち、外資直接投資と輸出促進を有機的に組み込まれる発展戦略を実施してきた。特にこの時期では、外資直接投資企業の製品の国内販売率を厳しく制限し、一部の企業は製品100%の輸出を要求されることもあった¹⁶⁾。第2点は、前述した国・地域別の外資直接投資状況では、香港・マカオ・台湾資本による直接投資は圧倒的に多いという状況から、これら地域からの中小企業による直接投資は、主に大陸の廉価な労働力、優遇政策、資源賦存要素の利用等の要因による投資が多く、製品の販売は国際市場に向けている

ケースが多くなっている¹⁷⁾。第3点は、外資直接投資企業が国際市場において、自身もっている販売チャンネル、マーケティング開拓ノウハウ、販売ノウハウ、管理技術などの優位は、国内資本企業よりも輸出競争力をもっている¹⁸⁾。第4点は、外資直接投資企業は産業連鎖効果を利用し、産業の川上或は川下分野へ進出し、その分野の輸出を拡大させることにより、川上・川下分野間の連鎖効果を通じて、関連産業の輸出規模を拡大させる作用が働く¹⁹⁾。

しかし、ここで注意すべきは、当該時期の外資直接投資企業の貿易収支はずっと赤字であること。外資直接投資は投資先国の輸出との間に正の相関をもっていることはすでに上記の通りであるが、これと同時に、中国にある外資直接投資企業は、海外の親会社から中間財、資本財、一部の労務を輸入する傾向は強く、そのため、外資直接投資は投資先国の輸入を増加させる要因にもなっている²⁰⁾。

表2-8の貿易収支のデータを確認してみると、国全体の貿易収支は1985～89年まではずっと赤字収支で、黒字収支になったのは1990と91年のみであった。これに対して、外資直接投資



出所：江小涓主編『中国開放30年：増長，結構与体制変遷』，人民出版社，2008年，47頁，王洪慶著『外商直接投資的貿易効応研究』，経済科学出版社，2007年，134頁の関連資料より作成。

図2-2 貿易総額に占める加工貿易額の割合

企業の貿易収支状況は，期間中ずっと赤字収支で，1991年は48.6億ドルの期間中最大赤字収支を記録した。外資直接投資の輸出は中国の輸出全体に対して大きく寄与していると同時に，自身の貿易収支は赤字収支となっている背景には，中国の主な貿易形態として，いわゆる一般貿易形態と加工貿易形態（委託・組立貿易と輸入加工貿易が含む）がある。図2-2は，当該時期の加工貿易額が貿易総額に占める割合を示しているが，加工貿易が占める割合は連年上昇していることが分かる。このうち，外資直接投資企業がかなり大きな割合で占めている。当該時期の外資直接投資による加工貿易の統計は公表していない模様であるが，一部の文献資料によれば，1991年の加工貿易額は441.8億ドルで，当年の貿易総額の42.4%に上る。そのうち，外資直接投資による加工貿易額は202.4億ドルで，当年加工貿易総額の69.9%を占める状況にある²¹⁾。一般的に言えば，加工貿易は，その貿易形態上の特性から，国内での加工業務により発生する付加価値額の大上の如何に拘わらず，貿易による利益を得ることになる²²⁾。この状況からすれば，外資直接投資の貿易収支の中で，加工貿易による黒字収支の計上がなければ，外資直接投資による貿易収支の赤字額はさらに大きくなること

が考えられる。言い換えれば，外資直接投資の一般貿易形態による貿易収支は大きな赤字収支を計上していることが言えよう。今一つ注意すべき点は，当該時期中国への外資直接投資はいわゆるグリーンフィールド投資という直接投資の形態が主であったため，外資直接投資企業は投資として自家用輸入設備・資材（Equipment/Materials Investment by FIE）の輸入がかなり多いことから，外資直接投資の貿易収支に大きく影響し，外資直接投資の全体の輸入額を押し上げる結果となっている。

本稿は，中国のいわゆる対外開放の実験的準備期（1979～84年）における外資直接投資導入の経験の総括の上に立ち，冒頭で述べた対外開放重点的拡大と沿海地域の全面開放段階の動きに呼応する形での外資直接投資導入をより拡大し，初歩的成長段階に入る外資直接投資利用の状況をまとめてものである。国内の経済体制改革の深化と対外開放の拡大と同時に，対外的には，外資直接投資導入に関する法整備の完備と優遇政策の拡大を行い，外資直接投資利用を積極的に推進してきた。国内経済体制とのミスマッチにより，外資直接投資の利用上においてはいくつかの問題点も残っているが，外資直接投資導入戦略による国民経済の発展を図る意味

においては、より推進された外資直接投資導入への取組みは評価すべきである。それら問題点を見据え、国内経済体制のさらなる改革を図った1992年以後の外資直接投資の利用について、稿を改めてその内容をまとめることにしたい。

注

- 1) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1986』, 対外経済貿易年鑑出版社, 1986年, 26頁。
- 2) 唐任伍・馬驥『中国経済改革30年・対外開放卷』, 重慶大学出版社, 2008年, 67頁。
- 3) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1986』, 対外経済貿易年鑑出版社, 1987年, 103頁。
- 4) 同上編, 同上『年鑑・1987』, 同上出版社, 1987年, 93頁。
- 5) 外貨調整センターの創設の詳細については、拙稿「公定レートと外貨調整センターレート併存期(1985~93年)における中国の為替管理」, 『広島経済大学経済研究論集』, 第31巻第3号, 2008年, 215~217頁を参照されたい。
- 6) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編, 『中国対外経済貿易年鑑・1991』, 同上出版社, 1991年, 106~107頁。
- 7) 崔新健主編『中国利用外資三十年』, 中国財政経済出版社, 2008年, 50~51頁。
- 8) 片岡幸雄・田海波訳『中国の外資直接投資企業に対する税収上の優遇政策に関する論争』, 『広島経済大学経済研究論集』, 第29巻第4号, 2007年, 205頁。
- 9) 羅春燕主編『外商対華投資新趨勢及影響: 理論と実証研究』, 北京工業大学出版社, 2008年, 252頁。
- 10) 同上書, 253頁。
- 11) 実は, 1987年12月, 「外資直接投資方向の指導に関する暫定規定」(「指導外商投資方向暫定規定」)が作成され, これを奨励項目, 制限項目, 禁止項目に分けて, 産業政策に合わせた外資導入の方向付けを指導する作業が始まった模様だが, しかし当該「規定」は正式に公布されず, 関連機関の内部資料として運用されたようである。正式の「外資直接投資方向の指導に関する暫定規定」の公布は1995年までに待たねばならなかった(葉軍著『中国利用外資研究』, 中国商務出版社, 2007年, 16~17頁)。
- 12) 「ツーゼロ現象」とは, ゼロ営利ゼロ納税の現象のことである。多くの外資直接投資企業は, 企業設立初年度に意図的な赤字を作り出し, その後はずっと少ない利潤あるいはゼロ利潤で企業運営をし, 長年に亘り免税期間を利用する。
- 13) 崔新健主編『中国利用外資三十年』, 中国財政経済出版社, 2008年, 81頁。
- 14) 江小涓主編『中国開放30年: 増長, 結構と体制変遷』, 人民出版社, 2008年, 71頁。
- 15) 郭四志『日本の対中国直接投資』, 有斐閣, 1999年, 110頁。
- 16) 王洪慶著『外商直接投資的貿易効応研究』, 経済科学出版社, 2007年, 60頁。
- 17) 同上書, 60頁。
- 18) 同上書, 60頁。
- 19) 邹宏元, 何澤榮著『中国転型期国際収支研究』, 中国金融出版社, 2006年, 174頁。
- 20) 同上書, 173頁。
- 21) 王洪慶著『外商直接投資的貿易効応研究』, 経済科学出版社, 2007年, 136頁。
- 22) 拙稿「WTO加盟後中国の国際収支の構造的変化」, 『広島経済大学経済研究論集』, 第31巻第1号, 2008年, 146頁。